

令和4年度 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金募集要項

1. 概要

小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えるという放課後児童健全育成事業と目的を同一とした事業を行う事業者のうち、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金の対象となっていない社会福祉法人、その他の者が、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した費用について補助をします。

2. 対象

沖縄市放課後児童健全育成事業補助金の対象となっていない事業者で、別紙『沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金対象者チェック表』を全て満たす者とします。

3. 対象経費

(1)新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業

市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブ利用者に対して家庭保育の協力を求めた場合等の日割利用料について、放課後児童クラブが利用者へ返還した場合の経費。なお、対象は下記の通りとします。

- ア. 令和4年4月1日（金）～9月30日（金）の間に新型コロナウイルス感染症対策を理由として、利用を自粛した利用者
- イ. 令和4年4月1日（金）～9月30日（金）の間にクラブ内で感染者または濃厚接触者が特定された際に、利用を自粛した利用者

※実績報告時に減免や返還を行ったことが分かる資料が必要となります。減免や返還を行った後、利用者より確認書や領収書等をいただくようにしてください。（「対象経費の支出額に係る資料（Excel ファイル）」に参考様式を添付しています）

(2)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する事業

- ア. マスクや手指消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものが対象です。
- イ. 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費
 - ① 感染症対策のための研修の受講費
 - ② 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※慰労金については補助対象となりません。
 - ③ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品の購入経費（例：マスク、防止、ゴーグル、エプロン、手袋、タオル、ハンド

クリームなど)

■感染症対策に関する業務の実施に伴う手当について

慰労金については経費対象外ですが、社会通念上適当と認められる範囲で、感染症対策に関する業務の実施（消毒等）に伴う手当に充てることができます。

【社会通念上適当と認められる金額（県提示）】

- ① 10,000 円/月（上限） ② 500 円/日

※ 対象となる手当の名称は任意です（例：消毒手当等）。感染症対策に係る業務の実施に伴うものとして、支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。また、手当を対象経費とする場合は、手当の内容が分かる書類（給与規則・その他通知等）、支払ったことが分かる書類（給与台帳・給与支払明細書等）の提出が必要です。

【注意点】

- 実績報告の際には、経費を支払ったことので分かる「領収書」や「給与支払明細書」などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象経費とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。その他、必要に応じて購入物品の説明書類や給与規定及び手当支給の通知などを求める場合があります。
- 同一の対象経費について、他の補助金に重複して計上することはできません。

4. 補助基準額

(1)新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業

1 日あたり 1 人 500 円を上限とする。

(例) 児童 4 人が 10 日間利用を自粛した場合

500 円×10 日間×4 人=20,000 円を上限に補助

(2)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する事業

ア. 利用人数 19 人以下 300,000 円

イ. 利用人数 20 人以上 59 人以下 400,000 円

ウ. 利用人数 60 人以上 500,000 円

5. 対象期間

(1)新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業

令和 4 年 4 月 1 日（金）～9 月 30 日（金）

※以降は感染状況を見て実施を判断します。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する事業

令和4年4月1日（金）～令和5年2月10日（金）

※備品等の対象経費については、この期間に発注がされ、履行及び支払いが完了するものが対象です。履行が完了するとは、物品の購入であれば物の納品、施設の消毒作業の委託であれば実際の消毒作業が完了することです。かかり増し経費等については、この期間に人件費等経費の支払いが完了しているものが対象です。

6. 申請の流れ及び手続き

(1) 補助金交付申請書の提出（提出期間：令和4年10月28日（金））

ア. 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ. 対象経費の支出額に係る資料

① 対象経費の支出額に係る資料①～③

② 出席簿（返還対象月のものすべて）の写し

③ 対象経費の支払いに伴う領収書等の写し（支払が済んでいるもの）

※備品・消耗品等を購入した際には領収書の写し

※手当等を支払った場合は、支払ったことが分かる資料の写し（給与台帳、給与明細書等）

ウ. 申請者に関する資料

① 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金対象者チェック表

② 運営する児童クラブの運営規定

③ 市町村税の滞納のない証明書（法人格を有しない団体の場合はその代表者）

(2) 交付決定通知の発送

申請内容を審査のうえ、補助金額を決定し、交付決定通知書を発送します。申請内容の審査については、現地にて内容を確認させていただく場合がございます。

(3) 部分払（概算払）申請書・請求書の提出（交付決定通知後）

交付決定通知にて補助金交付が決定した後、補助金の部分払の申請と、請求を行うことができます。

ア. 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金部分払（概算払）申請書（様式第9号）

イ. 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金部分払（概算払）請求書（様式第12号）

ウ. 債権者登録申請書（※未提出の場合）

※部分払（概算払）については、下記の通り行います。

事業名	概算払額
(1) 新型コロナウイルス感染症対策として利用料減免に関する事業	申請額全額
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関	申請額のうち、支払が済んでいるもの

する事業	(申請時に領収書等が提出されているもの)の金額
------	-------------------------

(4)補助金の概算払い(請求書の提出から1ヶ月程度)

(5)変更交付申請書の提出

申請額に変更等ありましたら、ご提出をお願いいたします(必要に応じて追加の概算払いを実施します)。

- ア. 沖縄市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更交付申請書(様式第5号)
- イ. 対象経費の支出額に係る資料(①~③)
- ウ. 対象経費の支払いに伴う領収書等の写し

(6)実績報告書の提出(締切日:令和5年2月10日(木))

- ア. 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金実績報告書(様式第7号)
- イ. 対象経費の支出額に係る資料(①~③)
- ウ. 対象経費の支払いに伴う領収書等の写し
 - ※申請時に提出をしていない領収書、給与台帳、給与明細書等
 - ※利用料の返還や減免を行った場合はそのことが分かる資料(領収書等)
- エ. その他参考となる資料

(7)確定通知書の発送(令和5年3月)

実績報告内容を審査のうえ、最終的な補助金額を確定し、通知書を発送します。不適切な支払があった際には補助金の減額を行います。

(8)交付請求書の提出(支払残額の請求)

補助金確定額のうち、支払残額を請求することができます。

- ア. 沖縄市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業補助金交付請求書(様式第11号)

(9)補助金の精算払い(請求書の提出から1ヶ月程度)

(10)補助金返還命令通知(令和5年3月中旬頃)

(4)の概算払い額が実績額を上回った施設に送付します。

(11)事業者から市への補助金返還(締切日:令和5年3月31日(木))

7. お問合せ先

沖縄市こども家庭課 放課後児童支援センター(ASSC)
TEL:098-923-0418